

工事における 総合評価落札方式の実施方針について

【令和2年度版】

内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部【建設系】

総合評価落札方式の改善のポイント

【令和2年度の主な改正点】

令和2年度基本方針

- 沖縄総合事務局では、平成25年度より総合評価落札方式(二極化)の全面試行を行うとともに、沖縄独自の運用として、施工計画重視型、チャレンジ型の試行を実施し、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。また、現場経験が少ないほど、監理技術者に登用されづらい若手技術者の育成、技術力向上をめざし、経験等豊富な、専任補助者登録等(専任補助者を評価対象者として追加)の試行を行い、若手技術者育成に努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や、就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、平成26年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われたところであり、地域における災害対応を含む、社会資本の維持管理を担う建設業界の担い手育成・確保という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくためにも、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進と、現在のみならず将来の公共工事の品質確保の促進を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 具体的には、中長期的にも良好な品質が確保できる技術力(者)が将来にわたって安定的に確保できるよう努めていくとともに、入札手続きの簡素化、「生産性の向上」及び働きやすい建設現場の環境整備等、「働き方改革」を推進する。
- 加えて、今回は、不調・不落対策として、「難工事施工実績」評価の試行、九州沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項である「ICT活用工事」及び「週休2日工事」評価の試行を実施し、新技術活用を原則義務化とする。

総合評価落札方式の改善のポイント

【令和2年度の主な改正点】

H31年度からの継続と、R2年度からの総合評価における新たな取り組み

- 1) 段階的選抜方式を実施する工事において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する。《継続試行》
→H30年度：一般土木工事A等級、建築工事A等級等の工事を対象
- 2) 新技術の活用促進《継続試行》
→イノベーションの推進、生産性の向上等を図るため、新技術の活用を促進するための工事に係る入札契約方式の追加
- 3) 専任補助者の配置による若手監理技術者の要件緩和《継続試行》
→同種工事の実績に代え、過去5年間の沖縄総局開建部（港湾空港関係除く）の代理人もしくは監理技術者の経験を追加
- 4) 建設現場における生産性向上を図るため、生産性向上チャレンジ工事を試行《継続試行》
→現場での創意工夫による取り組みを積極的に推進し、効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。
- 5) 高度なマネジメントの実績を表彰と同等に評価する。《継続試行》
→技術提案評価型S型（WTO以外）において、段階的選抜方式の一次審査で高度なマネジメントの実績を評価する。
- 6) 「難工事」の実績を評価する。《新たな取り組み》
→競争参加者が少なくなると考えられる「難工事」において、当該工事の施工実績を、その後の工事発注で評価することとし、当該工事への競争参加意欲を喚起する。
- 7) 「ICT活用工事」及び「週休2日工事」の実績を評価する。《新たな取り組み》
→建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、建設業の働き方改革を加速化させるため、「ICT活用工事」及び「週休2日工事」の実績を評価する。
- 8) 配置予定技術者の工事成績評価を変更する。《変更》
→配置予定技術者の工事成績評価を「国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く）の過去8年度間同一工種における役職経験での工事成績評定点：1件」に変更した。
- 9) 直轄工事において新技術活用を原則義務化する。《変更》
→本省通達（R2.〇.〇技術調査課長）に基づき、新技術活用の原則義務化について、入札公告及び説明書の記載例を追記した。あわせて、前年度まで評価項目としていた「新技術導入促進（I）型」に関する項目を削除した。

総合評価落札方式の導入と改善の経緯

沖縄総合事務局においては、H14大保本ダム本体建設工事において最初の総合評価落札方式が適用されている。平成14年6月には「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」により、総合評価管理費を計上しない評価項目の評価方法が規定されたことで、適用割合が2割程度まで拡大された。

さらに、平成17年4月に品確法が施行されることにより、公共工事の品質を確保するための調達の基本理念が総合評価落札方式であることが明示され、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」(平成17年9月)により、「簡易型」「標準型」、「高度技術提案型」の総合評価落札方式の体系が整備され、公共工事においてはその工事特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じていずれかの方式が適用可能となった。これにより平成17年度においては、金額ベースで4割に総合評価落札方式が適用された。

平成17年度後半からは、著しい低価格入札による競争がいつそう激しくなるとともに、粗雑工事等による工事品質の低下の懸念が一層高まったことを受け、平成18年12月には「緊急公共工事品質確保対策について」が発表され、その中心的な施策として、総合評価落札方式に新たに施工体制評価点が導入されることとなった。

その後、総合評価落札方式の適用拡大が進み、平成19年度時点においては契約件数ベースで97%の適用率に達している。

国及び地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とし、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価落札方式の適用を挙げている。

総合評価落札方式を実施するにあたり、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、工事品質の確保や向上に係る技術提案を求めるように努め、価格と技術提案が総合的に最も優れた者を落札者とするのが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民に利益がもたらされる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式とは、**価格と品質を数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とする**ことにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。
- ・沖縄総合事務局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除することにより算出する。
(除算方式)

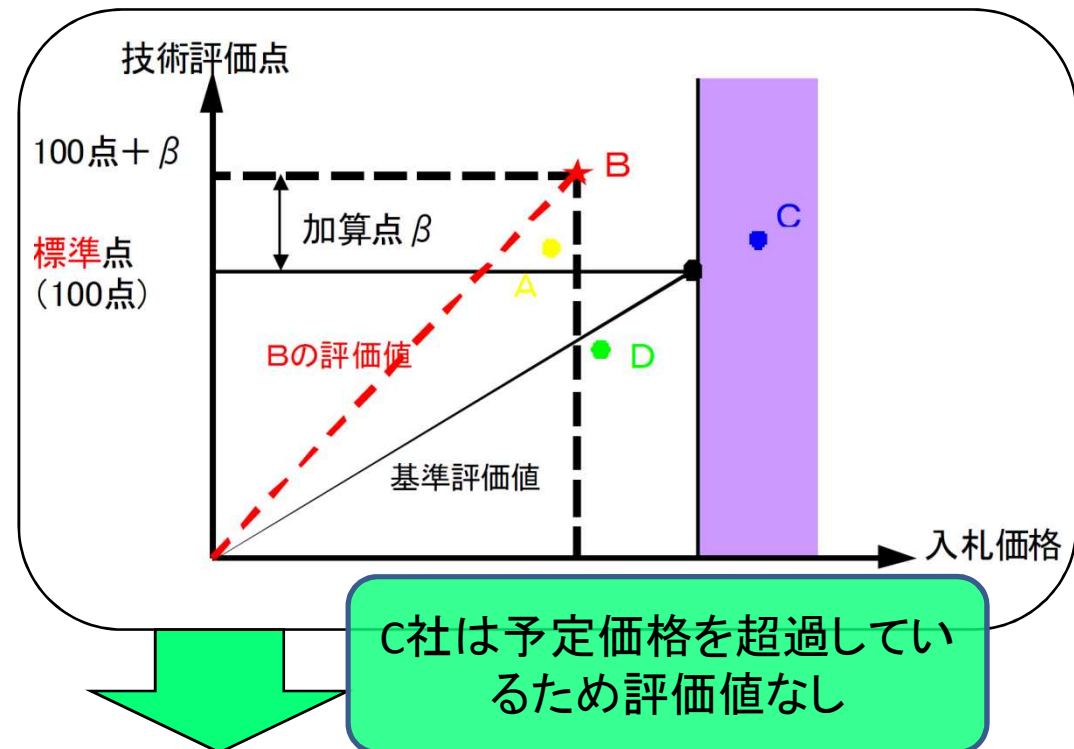
【落札者の決定方法】

※予定価格の範囲内、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【技術評価点の設定の考え方】

- ・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた**加算点を最大40点～70点**として決定する。



入札価格が最も低いのはA社。しかし、**評価値が最も高いのはB社。**
したがって、最も評価値の高いB社が落札者となる。

入札契約方式と工事種別毎の等級区分

・沖縄総合事務局では、**全ての工事において一般競争入札を原則とする。**

本官・分任官	入札方式	工 事 種 別									
		一般土木 建築		A s 舗装		造 園		電気設備 暖冷房衛生		ランクのないもの (鋼橋上部、PC、塗装、維持修繕、機械設備、通信設備、受変電等)	
本官契約	一般競争入札 (政府調達)	予定価格 (億円)	※経営事項評価点数 1200 ※1 ↓ 入契で決定 1000 ※2 (ランクなし)	予定価格 (億円)		予定価格 (億円)		予定価格 (億円)	※経営事項評価点数 1100 ※1 ↓ 入契で決定 (ランクなし)	予定価格 (億円)	
		7.2		6.9		6.9		6.9		6.9	
	一般競争入札		Bランク		Aランク		Aランク		Aランク		ランクなし
分任官契約	3億円	3.0									
			Cランク					2.0			
		0.6	Dランク	0.5		0.25		0.5	Bランク		
					Bランク		Bランク		Cランク		

※1：平成13年10月24日付け、府開管理第802号「一般競争入札方式において競争参加資格とする客観点数について」

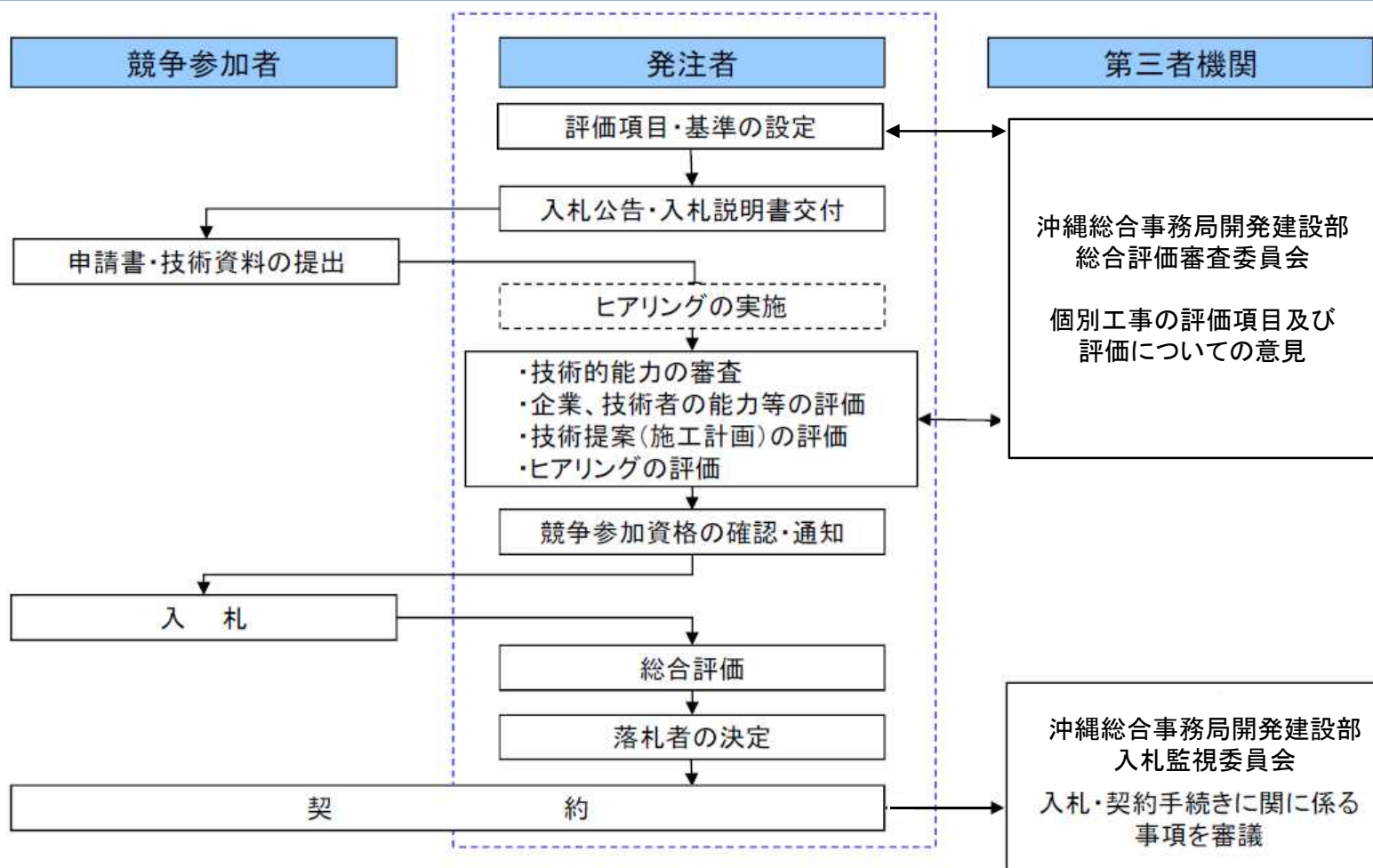
※2：平成20年9月30日付け、事務連絡「一般競争入札方式において競争参加資格とする客観点数について」の運用について（試行）

※3：令和2年度よりWTO対象工事が6.9億円以上となった。

※4：平成31年度より「鋼橋上部」がランク無しへと変更になった。

総合評価落札方式の実施フロー

・競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、**第三者機関「沖縄総合事務局開発建設部 総合評価審査委員会」**において意見を聞くこととしている。また、入札・契約手続きに関する事項については、**第三者機関「沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会」**において審議することとしている。



総合評価落札方式の種類及び評価方法

- H25年度から沖縄でも二極化（施工能力評価型、技術提案評価型）を全面試行。
- 沖縄運用として、施工能力評価型で施工計画を点数化して評価する工事（チャレンジ型等）を試行

（本省ガイドライン）

区分	施工能力評価型		技術提案評価型			
	Ⅱ 型	Ⅰ 型	S 型	AⅢ 型	AⅡ 型	AⅠ 型
基本的な考え方	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替でも可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
予定価格	標準案に基づき作成			技術提案に基づき作成		

※1 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施。

※2 段階選抜は引き続き試行で実施する。

（沖縄の運用）

基本	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）
試行	チャレンジ型※3	施工計画重視型※4

基本的に本省ガイドライン通りの運用

← 一部の工事で施工計画を点数化して評価（チャレンジ型、施工計画重視型の試行）

※3 対象は、若手技術者にチャレンジさせたい工事、または企業等の能力より技術提案でチャレンジさせたい工事。

※4 対象は、技術力評価を施工計画の提案で評価したい工事。

総合評価落札方式適用のタイプの概要

■施工能力評価型

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

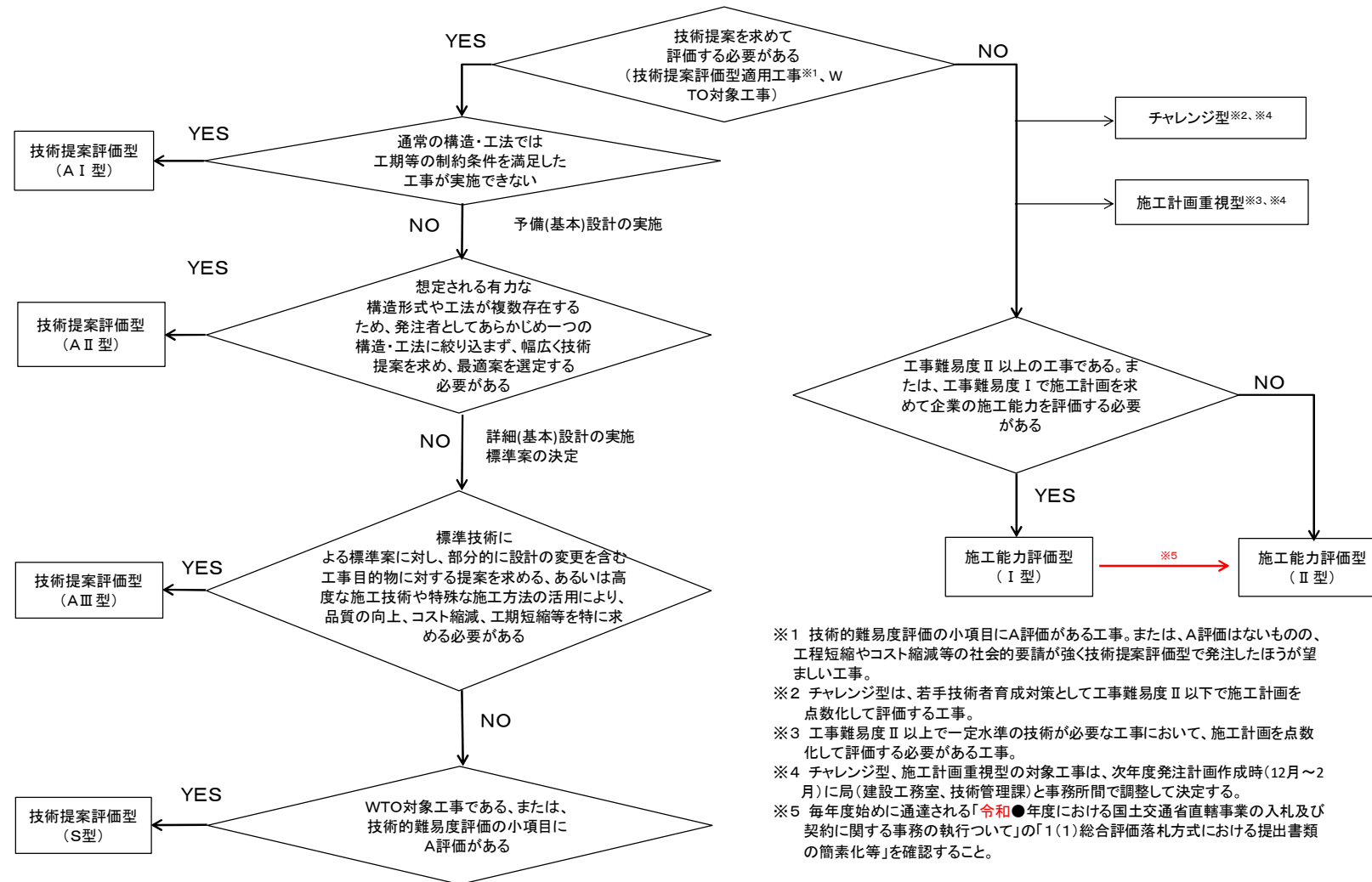
施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う I 型 と、企業的能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う II 型 に分類される。

■技術提案評価型

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別される。A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

総合評価落札方式適用のタイプ別選定フロー



- ※1 技術的難易度評価の小項目にA評価がある工事。または、A評価はないものの、工程短縮やコスト縮減等の社会的要請が強く技術提案評価型で発注したほうが望ましい工事。
- ※2 チャレンジ型は、若手技術者育成対策として工事難易度Ⅱ以下で施工計画を点数化して評価する工事。
- ※3 工事難易度Ⅱ以上で一定水準の技術が必要な工事において、施工計画を点数化して評価する必要がある工事。
- ※4 チャレンジ型、施工計画重視型の対象工事は、次年度発注計画作成時(12月～2月)に局(建設工務室、技術管理課)と事務所間で調整して決定する。
- ※5 毎年度始めに通達される「令和●年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」の「1(1)総合評価落札方式における提出書類の簡素化等」を確認すること。

工事の技術的難易度

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

出典: 地方整備局工事技術的難易度評価実施要領

事業分類	工事区分	工 事 難 易 度					
		I	II	III	IV	V	VI
河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
海岸	海岸堤防、海岸護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シェット、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈理工法)				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度

工事技術的難易度評価表

入札契約方式	一般競争入札方式
工事名	
負担行為件名コード	—
請負業者名	—
契約金額(予定額)	3.2億円
工期(予定)	平成27年2月下旬～平成27年10月下旬
CORINS登録番号	—
工事種別コード	5052

大項目	評価	小項目	評価	評価内容
1. 構造物条件	C	①規模	C	
		②形状	C	
		③その他	C	
2. 技術特性	B	①工法等	B	排水性舗装
		②その他	C	
3. 自然条件	C	①湧水・地下水	C	
		②軟弱地盤	C	
		③作業用道路・ヤード	C	
		④気象・海象	C	
		⑤その他	C	
4. 社会条件	B	①地中障害物	C	
		②近接施工	C	
		③騒音・振動	B	DID区域内の施工
		④水質汚濁	C	
		⑤作業用道路・ヤード	C	
		⑥現道作業	B	交通規制を伴う、DID地区での現
		⑦その他	C	
5. マネジメント特性	B	①他工区調整	C	
		②住民対応	B	市街地での沿線住民への対応
		③関係機関対応	C	
		④工程管理	B	集中工事工期内での工期・工程に
		⑤品質管理	B	排水性舗装の温度・転圧管理重要
		⑥安全管理	B	現道切り直し施工における安全管
		⑦その他	C	
6. 特別考慮要因				
工事区分	5170	その他	技術的難易度評価	「易、やや難、難」評価

事業分類	平成26年度我如古地区舗装工事	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理 樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場 堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)	易	やや難	難	難		
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理 突堤・離岸堤	易	やや難	難	難		
3. 砂防・地すべり	流路工、維持管理 砂防ダム、斜面对策	易	やや難	難	難		
4. ダム	維持管理 転流トンネル 堤体工	易	やや難	難	難		
5. 道路	舗装、道路付属物、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、 換壁工、排水工、情報BOX、シェッド、維持管理 共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同 溝・CAB トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法) トンネル(沈埋工法)	易	やや難	難	難		
6. 公園		易	やや難	難	難		

「易、やや難、難」判定基準

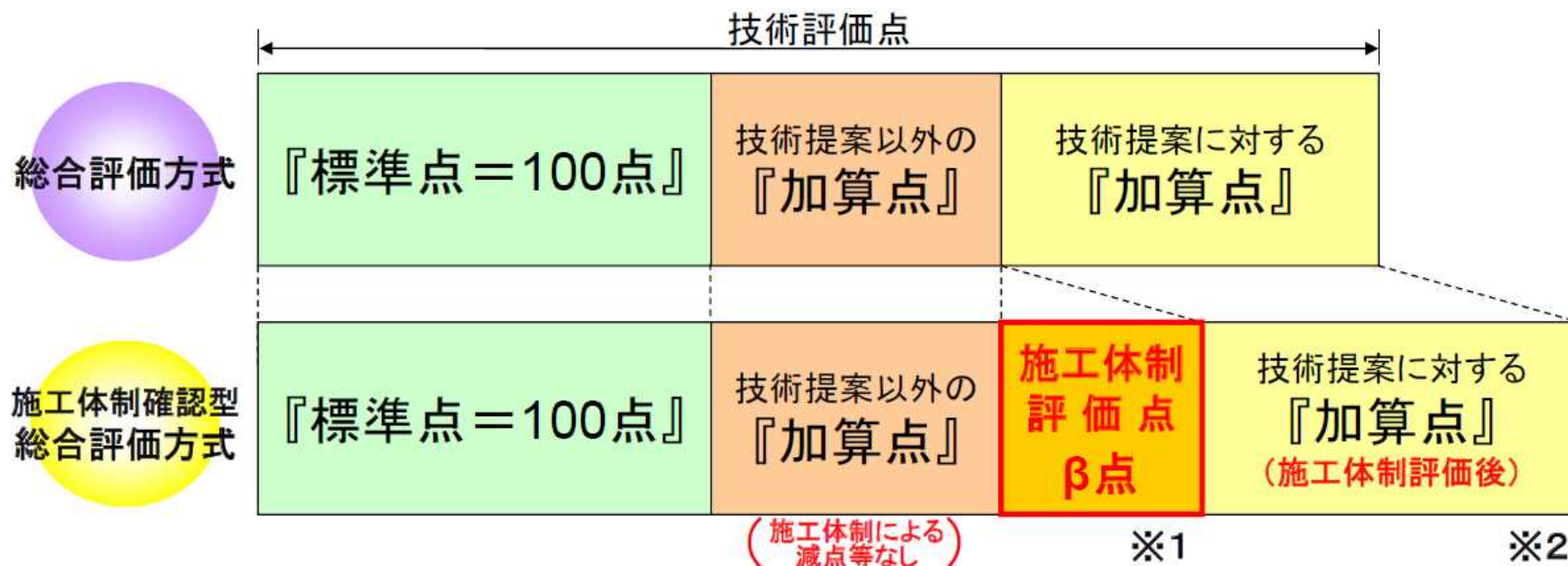
「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

A判定	B判定
0	3

大項目評価	判断基準	小項目評価	判断基準
A	対象大項目に対応する各小項目判定にA判定が1つ以上ある。	A	特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
B	対象大項目に対応する各小項目判定にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。	B	困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
C	対象大項目に対応する各小項目判定にA、若しくはB判定がない。	C	一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方1／2

・沖縄総合事務局においては、原則として随意契約を除く予定価格が1千万円を超える全ての工事に適用する。



※1. **施工体制評価点**は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。それぞれの評価項目毎に3段階で評価(15点／5点／0点)。

※2. **施工体制評価後の技術提案に対する加算点**は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合($\beta/30$)を乗じた点数・・・(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点 $\times \beta/30$

注1) 技術提案に対する加算点

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方2／2

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

■施工体制確認型の審査・評価

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。但し、申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない入札参加者は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点は満点を付与する。

申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。評価に当たっては、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について 《継続試行》

○段階的選抜方式を実施する工事において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する。

評価方法（評価の考え方）

1. 対象工事

一般土木工事A等級、建築工事A等級等

2. 配点例

段階的選抜 評価項目		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点

3. 認定等の確認方法

- ・ 提案書を求める際、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を様式にて確認する。
- ・ 認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付させ、これにより確認する。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

新技術の導入促進を図る総合評価方式等

《継続試行》

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上及び若手技術者等の確保のため、これまでのNETIS活用実績の評価に加え、「**新技術導入促進型総合評価方式**」を導入

新技術導入促進(Ⅰ)型

→今年度より新技術活用の原則義務化により評価対象外

新技術導入促進(Ⅱ)型

技術提案評価型において、主として**実用段階に達していない新技術の活用**、または**要素技術の検証のための提案**を求め、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。【**研究開発段階にある新技術**を対象】

技術提案・交渉方式(ECI方式)型の活用

大規模構造物を対象とした**工事**については、新技術活用分野が多岐にわたることから、**設計段階から施工会社より技術提案を行うことにより、工法、材料等についても新技術の導入を促進**

【イメージ】



工法や材料等の選定、施工や維持管理時にも活用できるデータモデルの検討に際し、施工会社から視点・技術・ノウハウを提案

新技術導入促進Ⅱ型 《継続試行》

H30のトンネル工事におけるテーマ設定例:「AI等を活用したトンネル切羽の地山判定手法」

現状

○掘削の際、地山の観察結果をもとに、実施する支保パターンを確定。しかし、掘削を止めるため、工程の遅延などが課題

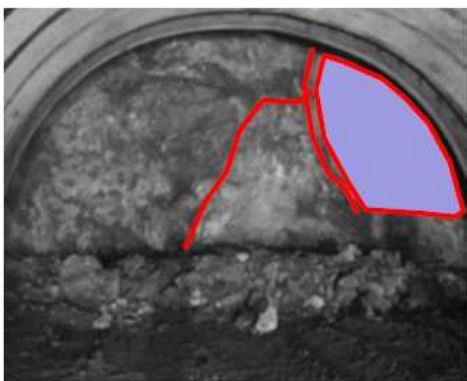
効果

求める
最新技術

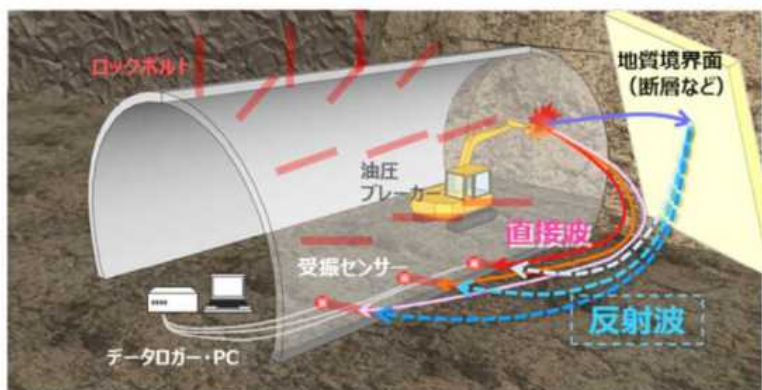
画像解析やレーザー技術による解析技術を活用した、トンネル切羽観察の精度を向上する技術を公募

○ 画像解析やレーザー技術による解析技術を、トンネル切羽観察に活用する際の課題を抽出し、実装に向けた技術の開発・普及を促進

最新技術の導入イメージ



画像解析による岩判定イメージ



切羽前方の地山状況を探査

専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行《継続試行》

- 現場経験が少ないなど、監理技術者に登用されづらい若手技術者の育成、技術力向上を目指し、経験等豊富な専任補助者を配置できる(専任補助者を評価対象者として追加)工事を実施。
- 専任補助者の配置については競争参加者が選択。
- 平成25年度より施工能力評価型の工事を中心に試行。

入札時



工事完了時



専任補助者の配置による若手技術者育成対策(一部改良)《継続試行》

監理技術者の資格は有するものの、現場経験が少ないなど、監理技術者として工事に従事しにくい若手技術者の育成、技術力向上をめざし、監理技術者に加え経験等豊富な専任補助者を配置する(専任補助者を評価対象者として追加)工事を、平成25年度から総合評価を適用する工事全てにおいて試行しており、専任補助者を配置するかどうかについては競争参加者が自由に選択できる。

【一部改良】 従来の専任補助者制度において、同種工事の実績に代え要件緩和したBタイプを試行。
(従来の制度はAタイプとし、実施の有無・タイプについては競争参加者が自由に選択可)

平成25年4月より試行

従来のAタイプ

	若手 監理 技術者	専任 補助者
資 格	必 要	必 要
同種実績	必 要	必 要
加算点	な し	な し

平成30年4月から試行

Bタイプ

	若手 監理 技術者	専任 補助者
資 格	必 要	必 要
同種実績	代要件	必 要
加算点	な し	な し

代要件: 監理(主任)技術者は、同種工事の実績に代え、

「過去5年間に沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く。)の工事の現場代理人もしくは監理(主任)技術者としての施工経験があること」

生産性向上チャレンジ工事の試行 《継続試行》

建設現場における生産性向上を図るため、新技術の活用だけではなく、施工手順の工夫や既存技術の組み合わせ等、現場での創意工夫による取り組みを積極的に推進するため、「生産性向上チャレンジ工事」を試行。

現 状	生産性向上については、新技術の活用だけではなく、施工手順の工夫や既存技術の組み合わせ等、現場での創意工夫による取り組みが報告されている。
対 応	・このような取り組みを積極的に推進するため、施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）及び技術提案評価型S型を対象に工事契約後の施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組みを評価する「生産性向上チャレンジ工事」の試行を実施。 ・履行及び効果が確認された場合は、工事成績評定で優位に評価する。 ・本試行に係わる費用については、原則受注者負担とする。

実施方針

- ・提案の実施にあたっては、施工計画書に①取り組みの内容、②期待される効果等を明記し、履行義務として取り扱い、完了検査時まで実施内容及び効果を報告する。
- ・履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。ただし、技術提案で提案済みの内容は除く。

工事成績評定

- ・工事成績評定（主任技術評価官）の「創意工夫」の【その他】において優位に評価

【その他】

☐ その他 [理由： 現場作業の生産性向上に資する取り組みが図られている。]

高度なマネジメントの実績評価の試行 《継続試行》

技術提案評価型S型において、高度なマネジメントを要する業務実績を段階的選抜方式の一次審査で表彰と同等に評価する。

現 状	・近年では施工企業の技術者が事業促進PPP等において事業の協議調整等の業務を担当するなど、高度なマネジメントを要する業務に携わる機会が増加している。 ・これらの実績を有する企業及び技術者の経験は、工事品質の確保に寄与することが期待される。
対 応	・技術提案評価型S型において、段階的選抜方式の一次審査の評価項目に、高度なマネジメントの実績を表彰と同等に評価する。

実施方針

段階的選抜方式の一次審査の評価項目に、高度なマネジメントの実績を表彰と同等に評価する。

企業の能力：国土技術開発賞の受賞実績を評価項目に追加

技術者の能力：事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務（ECI）の実績を評価項目に追加

加 算 点

企業の能力：国土技術開発賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）の受賞実績が有る場合

技術者の能力：事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務（ECI）の実績が有る場合

直轄工事における新技術の活用

《新たな取り組み》

ICT活用を推進するとともに、新技術活用が図られ、新たな技術開発が活性化される好循環が起きることにより、生産性向上や、激甚化・頻発化する災害への対応、担い手確保等に資することを目的に、令和2年度から直轄工事において新技術の活用を促進する。

※新技術の活性化による新技術に関する事務手続きの増加への対応として、手続きの効率化に取組中

- ・対象時期：令和2年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用するものとし、実施時期については、大臣官房技術調査課と調整すること。
- ・対象工事：直轄土木工事（港湾空港関係除く）を対象とする。ただし、適用が困難な工事（応急復旧工事等）は対象外とする。

【現状】

A.発注者が、発注段階で新技術活用を求めるもの

①発注者指定型（費用計上）

- 1) BIM／CIM活用工事、ICT活用工事
- 2) 発注者指定型（個別技術指定）

②新技術導入促進（Ⅰ）型（費用計上なし）

③新技術導入促進（Ⅱ）型（費用は一部別途計上）

B.発注者が、発注段階で新技術活用を求めるもの

①設計図書に基づき、受注者が希望する場合、協議して活用（費用計上）

②承諾により活用（費用計上なし）
（施工者希望型でのNETIS活用）

【今後】全ての対象工事で実施

①ICT活用型

BIM／CIM活用工事、ICT活用工事

②発注者指定型（個別技術指定）

- 1) 発注者指定型（NETIS、テーマ設定型、マッチング）
- 2) 新技術導入促進（Ⅱ）型

③発注者指定型（個別技術指定）・・・新設

- 設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、契約後、施工者が新技術を選択

④施工者選定型・・・新設

- 受注者は、新技術を原則1つ以上選定して活用

- 1) BIM／CIM活用工事（受注者希望型）
- 2) ICT活用工事（施工者希望型）
- 3) NETIS、テーマ設定型、マッチング

※施工者からの提案による新技術活用は新技術活用（施工者選定型）として取扱う。

「難工事施工実績」、「ICT活用工事」 及び「週休2日工事」評価の試行

《新たな取り組み》

■「難工事施工実績」評価の試行

競争参加者が少なくなると考えられる「難工事」について、当該工事の施工実績を、その後の工事発注で総合評価において評価することとし、当該工事への競争参加意欲を喚起することにより、多数の競争参加を促すことを目的とするものである。

申請書の提出期限から過去1年間に、**「難工事」に指定**された、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港事業を除く）の完了工事が評価の対象。工種はこだわらず、1件のみの申請とするが、当該工事が65点未満の完了工事は対象外。

■「ICT活用工事」評価の試行

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成を目的とするものであり、**ICT土工、舗装工の工事の場合**に、ICT活用工事施工実績を評価する。

申請書の提出期限から過去2年間に、**「ICT活用証明書」の交付**を受けた、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港事業を除く）及び沖縄県土木建築部（港湾・空港事業を除く）が評価の対象。1件のみとの申請とするが、当該工事が65点未満の完了工事は対象外。

■「週休2日工事」評価の試行

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成を目的とするものである。

申請書の提出期限から過去1年間に、**「週休2日実施証明書」の交付**を受けた、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港事業を除く）及び沖縄県土木建築部（港湾・空港事業を除く）が評価の対象。工種はこだわらず、1件のみとの申請とするが、週休2日実施内容が「4週8休かつ現場一斉閉所日を達成した」又は「4週8休を達成した」実績のみとする。当該工事が65点未満の完了工事は対象外。

配置予定技術者の工事成績評価

《変更》

総合評価の評価項目の中の配置予定技術者の工事成績評価について、過去8年度間同一工種における役職経験での工事成績評定点を1件に変更した。

現 状	・沖縄総合事務局開発建設部(港湾・空港事業を除く。)における同一工種全ての工事成績が対象。 ・配置予定技術者:過去8年度間に完成した役職経験のある工事。 ・自治体実績評価型の場合、開発建設部の工事成績を有しない場合に限り、沖縄県土木建築部の発注工事における過去○年度間の工事成績の平均点(港湾、空港、営繕事業を除く。)が対象。
今 後	・国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部(港湾・空港事業を除く。)における同一工種1件の工事成績が対象。 ・配置予定技術者:過去8年度間に完成した役職経験のある工事。 ・自治体実績評価型の場合、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の工事成績を有しない場合に限り、沖縄県土木建築部の発注工事における過去8年度間の工事成績の平均点(港湾、空港、営繕事業を除く。)が対象。

申請書類の簡素化 《変更》

建設業の働き方改革の一環として、申請者からの技術資料等の添付資料として求めていたコリンズの写しを省略することで、申請者からの負担軽減を目指す。

実施内容

申請様式【同種工事の施工実績、配置予定技術者の資格・工事経験、専任補助者の資格・工事経験、近隣地域(沖縄県内)での施工実績】の添付書類(コリンズの写し)を不要とした。

現 状	・同種工事の施工実績について、コリンズ登録のある場合は、申請者に添付させた竣工時カルテ受領書又は登録内容確認書等の写しにて、審査担当者が確認する。
今 後	・同種工事の施工実績について、コリンズ登録のある場合は、審査担当者がコリンズweb版にて確認する。 ※申請様式の注意書き「記載する工事をコリンズに登録している場合は、竣工時登録内容確認書(契約データ及び工事データ)等の写しを添付すること。」は削除。

